

平成29年2月21日

宝印刷株式会社

吉沢茂樹

# 株主総会招集通知、事業報告作成上の留意点について

---

## 凡 例

### 1. 法令の略称

- 会       ⇒ 会社法
- 会規     ⇒ 会社法施行規則
- 計規     ⇒ 会社計算規則

### 2. 各法令の条、項等の表示例

- 会社法第239条第1項第2号 ⇒ 会239①二

当資料は原則として監査役会設置会社を前提に説明しております

## 狭義の招集通知

内容は会社法298条により取締役(取締役会設置会社は取締役会)が決定  
(主要事項は同条、詳細は会規63条)

③④⑨⑪⑫は、今後のすべての株主総会に適用する旨を決議すれば、株主総会毎の決議は不要

株主総会招集決定取締役会で決議すべき事項(議決権行使書制度採用会社)

会298①各号および会規63各号

- ①日時・場所
- ②目的事項があるときは、当該事項
- ③書面による投票を採用する旨
- ④電磁的方法による投票を採用する旨
- ⑤定時株主総会の場合で株主総会の日が以下のいずれかに該当するときは、その日時を決定した理由
  - ア 前回定時株主総会の開催日の応当する日と著しく離れた日であること
  - イ 公開会社である場合、当該日と同一の日において定時株主総会を開催する他の会社が著しく多いこと  
(特に理由がある場合の当該理由に限る。)
- ⑥開催場所が過去の株主総会の場所から著しく離れた場所であるときは、その場所を決定した理由
- ⑦株主総会参考書類に記載すべき事項(組織再編議案の一部を除く。)
- ⑧特定の時をもって書面または電磁的方法による議決権の行使期限とする旨を定めるときは、その特定の時
- ⑨賛否の記載のない議決権行使書の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容
- ⑩定款規定に基づき、株主総会参考書類記載事項の一部をウェブサイトに掲載する措置をとることにより、株主に対して提供する株主総会参考書類に記載しないものとする事項
- ⑪一の株主が同一の議案につき複数の議決権行使書面により異なる内容の重複行使をした場合における当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項(電磁的方法による場合も同様)
- ⑫一の株主が同一の議案につき議決権行使書面と電磁的方法により異なる内容の重複行使をした場合における当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項
- ⑬議決権の代理行使の際の代理権の証明方法、代理人の数等、代理行使に関する事項を定めるときは、その事項
- ⑭議決権の不統一行使の事前通知方法を定めるときは、その方法

⑬、⑭は、定款にその旨の定めがあれば不要  
(⑭は、定款規定がなくても決議しないことも)

# 狭義の招集通知

## 【証券コード・発送日・名宛人・住所・商号・招集者】

株 主 各 位	証券コード〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日  東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
---------	--

## 【名宛人】

- ・法定記載事項ではないが、記載するのが一般的
- 「株主各位」以外に「株主のみなさまへ」と記載する会社もある。

## 【住所、商号、招集者の氏名及び地位】

- ・住所は登記上の本店所在地を記載する。ただし、本社事務機能が他の住所である場合はそちらの住所も付記することが考えられる。
- ・商号は通称で表記する場合、登記上の商号を付記する。
- ・招集者の氏名及び地位は発送日時点で記載

招集通知発送日の状況(3月決算全上場会社 弊社調べ)

	2016年(調査社数 2,429社)	2015年(調査社数 2,454社)
中21日以上	546社(22.4%)	435社(17.7%)
中18日～20日	741社(30.5%)	554社(22.6%)
中15日～17日	735社(30.3%)	878社(35.8%)
中14日	407社(16.7%)	587社(24.0%)

招集通知の取引所ホームページへの開示状況(3月決算全上場会社 弊社調べ)

	2016年(調査社数2,429社)	2015年(調査社数2,454社)
14日以前	7社(0.3%)	3社(0.1%)
7日前～13日前	315社(13.0%)	122社(5.0%)
2日前～6日前	965社(39.7%)	447社(18.2%)
前日	431社(17.7%)	227社(9.3%)
招集通知発送日	410社(16.9%)	797社(32.5%)
翌日以降	301社(12.4%)	858社(34.9%)

# 狭義の招集通知

## 【議決権行使の方法・期限】

### 第〇回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第〇回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<http://www. ....>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、〇頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

## 【議決権行使の方法】

・書面(及びインターネット)により議決権行使が出来る旨を記載する。

電磁的方法による議決権行使採用状況

**731社(40.7%)**

(前年に比べ9.5ポイント増加)

「平成28年度全株懇調査報告書」平成28年10月  
全国株懇連合会より

議決権行使プラットフォーム採用状況

**781社(平成29年2月10日現在)**

「(株)ICJホームページより」

## 【議決権行使期限】

・議決権行使期限を明記する。

議決権行使期限について「特定の時」を定めた場合は「特定の時」含む日の2週間前(中14日以上前)の日までに招集通知を発する必要がある。

# 狭義の招集通知

## 【日時・場所・目的事項】

記	
1. 日 時	平成〇年〇月〇日（〇曜日）午前10時
2. 場 所	東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 当会社5階 大会議室
3. 目的事項 報告事項	1. 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）事業報告の内容、連結計書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	.....の件
第2号議案	.....の件
第3号議案	.....の件

## 【日時、開催場所】

### 日時

・定時株主総会の開催日が前事業年度に係る定時株主総会の日に対応する日と著しく離れた日である場合には、その日時を決定した理由を記載する。

### （決算期変更に伴い開催日時を変更する例）

1. 日 時	平成〇年〇月〇日（〇曜日） 午前10時 （開催日が前回定時株主総会日（平成〇年〇月〇日）に相当する日と離れていますのは、当社の決算期を〇月〇日から〇月〇日に変更したことに伴い、移行期である第〇期（当事業年度）が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇ヶ月となっているためであります。）
--------	---

### （開始時刻を変更した理由を記載している例）

1. 日 時	平成〇年〇月〇日（〇曜日） 午前11時 同日予定されております隣接地の催事により会場周辺の混雑が予想されますため、開始時間を例年より1時間繰り下げておりますのでご注意ください。
--------	---

# 狭義の招集通知

- ・定時株主総会の開催日において、定時株主総会を開催する他の株式会社が著しく多い場合（いわゆる集中日）には、その日時を決定したことにつき特に理由が場合における当該理由を記載する。

## 開催場所

- ・過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるときは、その場所を決定した理由を記載する。

「著しく離れた場所」とは、過去に株主総会が開催された場所からの移動に相当な時間を要し、株主が株主総会の開始時間に出席することが困難となるような場所をいうものと解される。  
(相澤哲ほか「論点解説新・会社法」(平成18年商事法務))

### (前回の定時株主総会と開催場所が異なる例)

2. 場 所 東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル 2階「〇〇の間」  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

### (本店所在地を変更したことに伴い会場を変更する例)

2. 場 所 東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル 2階「〇〇の間」  
(当社は平成〇年〇月〇日をもって、本店を××県××市から東京都〇〇区に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)

### (株主への便宜のために会場を変更する例)

2. 場 所 東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル 2階「〇〇の間」  
(当社は、株主総会を〇〇県〇〇市の当社会議室で開催してまいりましたが、本株主総会におきましては、より多くの株主の皆様にご出席いただきますよう上記会場で開催することといたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

# 狭義の招集通知

## 【目的事項】

- ・目的事項は報告事項と決議事項に分けて該当事項を記載する。  
報告事項は「事業報告」、「計算書類」、「連結計算書類」及び連結監査結果の内容を報告することを明記
- ・決議事項は審議する決議事項に議案番号を付けて列挙するのが一般的なスタイル  
議案の配列順序には特段のルールは無いが、株主・会社にとって重要な事項(剰余金処分議案、資本金減少議案、定款変更議案、役員選任議案)を先順位として、役員報酬関係議案は後順位としているのが一般的

## 【招集にあたっての決定事項】

### インターネットによる議決権行使の案内文イメージ

#### 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.>..) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成〇年〇月〇日 (〇曜日) の午後〇時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. 各議案に対し賛否(または棄権)のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
6. 電磁的方法による招集通知の発送に同意した株主様には当該株主様から請求があった場合に議決権行使書用紙を送付いたします。
7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
8. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金 (電話料金等) が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

#### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます。) につきましては、(株)東京証券取引所等に設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

#### お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

(略)

# 狭義の招集通知

## 【招集にあたっての決定事項】

### 【議決権行使の取扱い関係】

- ・賛否の記載のない議決権行使書の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容を記載する  
議決権行使書面に記載し、招集通知には記載しない会社が多い  
会社提案は賛成として取扱い、株主提案は反対として意思表示があったものとして取り扱うのが一般的
- ・議決権行使書面による重複行使又は電子投票による重複行使をした場合の議決権行使の内容が異なるものである場合の当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項を記載する  
電子投票による重複行使は最後に行使されたものを有効とするのが一般的(書面による重複行使は実務上、発生することがほとんど無い)
- ・招集通知電子化の承諾をした株主から議決権行使書面の交付(電磁的提供含む)をする時はその旨を記載する  
招集通知電子化の承諾をした株主にも議決権行使書面を交付しているのが一般的か？
- ・株主が同一議案につき議決権行使書と電子投票により重複行使した場合の当該株主の議決権の取扱いに関する事項を定める場合は、その事項を記載する。  
電子投票により行使されたものを有効とするのが一般的

### 【議決権の代理行使の代理権の証明方法等】

- ・議決権の代理行使の代理権の証明方法、代理人の数等の代理行使に関する事項を定めるときは、その事項を記載する。  
株主総会に出席できない株主は、代理人によって議決権を行使することができる(会310①)  
その代理人による議決権行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときは、その事項を取締役会で決議することとされている(会規63五)

### 【議決権行使の不統一行使】

- ・議決権の不統一行使の事前通知方法を定めるときはその方法を記載する  
議決権の不統一行使の期限は、株主総会の3日前までにその有する議決権を統一しないで行使する旨および理由を通知する  
(会313②)  
3日前とは、中3日間必要となる。

# 狭義の招集通知

## ・WEB開示

WEB開示は、株主に提供しなければならない「株主総会参考書類」・「事業報告」・「計算書類」・「連結計算書類」の一部又は全部について、招集通知を発出する時から株主総会の終了後3ヶ月が経過するまでの間、継続してインターネット上に掲載するとともに、WEB開示の措置をとることで書面から略することができる事項を載せているインターネットアドレスを株主に通知することにより、株主への書面の提供に代えることができる制度

## WEB開示の記載イメージ

### 4. 招集にあたっての決定事項

(1) 当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://・・・・・・>)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第〇条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類には、当該事項は記載していません。

① 事業報告の以下の事項

・・・・・・・・

② 連結計算書類

③ 個別注記表

④ 株主総会参考書類の以下の事項

・・・・・・・・

## (会計監査人及び監査役の監査対象である旨の通知を記載している例)

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.xxx.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

## 狭義の招集通知

単元株主数別のウェブ開示採用状況

(3月決算全上場会社 弊社調べ)

単元株主数	平成28年6月 (調査社数2,429社)		平成27年6月 (調査社数2,454社)	
	上場社数	ウェブ開示実施	上場社数	ウェブ開示実施
10万人超	62社	59社(95.1%)	54社	50社(92.6%)
5万～10万人	68社	57社(83.8%)	70社	55社(78.6%)
1万～5万人	512社	376社(73.4%)	519社	305社(58.8%)
5千～1万人	537社	295社(54.9%)	518社	222社(42.9%)
1千～5千人	987社	307社(31.1%)	1,009社	232社(23.2%)
1千人未満	263社	38社(14.4%)	284社	32社(11.3%)
合計	2,429社	1,132社(46.6%)	2,454社	896社(36.5%)

ウェブ開示した上位の内容と社数

(平成28年3月決算全上場会社 弊社調べ)

ウェブ開示した内容	社数・割合(重複該当あり)
連結・個別注記表	1,130社(99.8%)
株主資本等変動計算書	245社(21.6%)
連結株主資本等変動計算書	236社(20.8%)
業務の適正を確保するための体制(事報)	146社(12.9%)
業務の適正を確保するための運用状況(事報)	143社(12.6%)
新株予約権等に関する事項(事報)一部含む	88社(7.8%)
会社の支配に関する基本方針(事報)一部含む	84社(7.4%)
会計監査人の状況(事報)	42社(3.7%)

# 狭義の招集通知

## WEB開示可能な事項(事業報告 会規133)

WEB開示可能な事項	会社法施行規則
(株式会社の現況に関する事項)	
事業年度の末日における主要な事業内容	120①一
事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに使用人の状況	120①二
事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額	120①三
直前3事業年度の財産及び損益の状況	120①六
その他株式会社の現況に関する重要な事項	120①九
(株式会社の会社役員に関する事項)	
取締役又は監査役と会社との間で締結した責任限定契約の内容の概要	121三
辞任した会社役員又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)に関する事項	121七
会社役員(会計参与を除く。)の重要な兼職の状況	121八
監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実	121九
常勤の監査等委員又は常勤の監査委員の選定の有無及びその理由	121十
その他会社役員に関する重要な事項	121十一
(株式会社の株式に関する事項)	
事業年度の末日における上位10名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数及び持株割合	122一
その他株式に関する重要な事項	122二
(株式会社の新株予約権等に関する事項)	
事業年度の末日において会社役員(当該事業年度の末日において在任している者に限る。)が有している新株予約権等について役員の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数	123一

## 狭義の招集通知

WEB開示可能な事項(事業報告のつづき)

WEB開示可能な事項	会社法施行規則
事業年度中に自社の使用人や子会社の役員・使用人に対して交付した自社の新株予約権等について、区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び交付した者の人数	123二
その他新株予約権等に関する重要な事項 (社外役員に関する事項)	123三
2項(社外取締役を置くことが相当でない理由)を除く事項 (会計監査人に関する事項)	124①各号
全ての事項 (内部統制システムに関する事項)	126各号
全ての事項 (株式会社の支配に関する基本方針に関する事項)	118二
全ての事項 (特定完全子会社に関する事項)	118三
全ての事項 (親会社等との取引に関する事項)	118四
全ての事項	118五

※WEB開示することに監査役(監査等委員、監査委員)が異議を述べた事項は利用できない(会規133③二)

## 狭義の招集通知

WEB開示可能な事項(計算書類 計規133④、134④)

WEB開示可能な事項	会社計算規則
(連結計算書類)	
連結貸借対照表	72
連結損益計算書	87
連結株主資本等変動計算書	96
連結注記表	97
連結計算書類に係る会計監査報告・監査報告※	126～129
(計算書類)	
株主資本等変動計算書	96
個別注記表	97

※連結計算書類に係る会計監査報告・監査報告の株主への提供は直ちに強制されるものではなく、会社が連結監査報告を提供することを定めた場合には連結計算書類とともに提供しなければならない(計規134②)

WEB開示可能な事項(株主総会参考書類 会規94)

WEB開示可能な事項	会社法施行規則
株主の議決権行使について参考となると認める事項	73②

※「社外取締役を置くことが相当ない理由」はWEB開示できない事項(会規94①二)

※WEB開示することに監査役(監査等委員、監査委員)が異議を述べた事項は利用できない(会規94①五)

# 狭義の招集通知

## 【その他記載事項】

- ・招集通知に修正が生じた場合のその周知方法及び当該アドレス

### 狭義の招集通知に記載されたWEB修正のイメージ

◎ . . .

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www. . . .>) に掲載させていただきます。

- ・議決権行使書用紙の持参依頼

### 総会出席時における議決権行使書用紙の提出依頼文イメージ

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・お土産に関する説明

### お土産の配布を行っていない旨を記載するイメージ

◎ . . .

◎総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

### お土産は1人1個である旨を記載するイメージ

◎ . . .

◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきます。

# 事業報告

- 株式会社に作成義務(会435②)      ○ 取締役に定時株主総会における報告義務(会438③)

## (1) 記載事項(全般)

### ① すべての株式会社に必要な記載事項(会規118)

ア 株式会社の状況に関する重要な事項  
イ 内部統制システムの内容の概要及び運用状況の概要(決定している場合)※  
ウ 株式会社の支配に関する基本方針の内容の概要等(決定している場合)  
エ 特定完全子会社に関する事項  
オ 親会社等との取引に関する事項

※大株主、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社は決定が必須

### ② 公開会社に必要な記載事項

ア 株式会社の現況に関する重要な事項(会規120)※  
イ 株式会社の会社役員に関する事項(会規121)  
ウ 株式会社の株式に関する事項(会規122)  
エ 株式会社の新株予約権等に関する事項(会規123)  
オ 株式会社の社外役員に関する事項(会規124)

※連結計算書類を作成している場合は、企業集団について記載することができる(その場合、会規120①各号に定めるすべての事項を企業集団について記載)

### ③ 会計参与設置会社に必要な記載事項(会規125)

・会計参与との間に締結した責任限定契約の概要

### ④ 会計監査人設置会社に必要な記載事項(会規126)

・会計監査人の状況に関する事項

### 公開会社ではない株式会社(非公開会社)の場合

①、③および④のうち、該当する事項を記載すればよい(会計監査人の状況に関する事項の一部(会規126二～四に定める事項)は不要)もっとも上場を志向している会社にあつては、②のうちア～オ(イおよびオにおける取締役および監査役の報酬等については記載しない事例もあり)についても記載すべき

# 事業報告

## (2) 会社の現況に関する事項

(添付書類)

事業報告  
(平成xx年x月x日から平成xx年x月x日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項※1

(1) 事業の経過及びその成果※2、3、4

当連結会計年度における我が国経済は……。採算性の向上に努め、販売品目の整理を進めました。また、重点事業への経営資源の最適配分にも取り組みました。

しかしながら、当連結会計年度の売上高は、〇〇事業が堅調に推移しましたが、〇〇事業および〇〇事業が、需要の低迷と、それに伴う在庫調整の影響を大きく受け、x x x 億 x 千 x 百万円と前期に比べ x x 億 x 千 x 百万円 (x. x%) 減少しました。

営業利益は、固定費の削減に努めましたが、売上高の減少による影響が大きく、x x 億 x 千 x 百万円と前期に比べ x x 億 x 千 x 百万円 (xx. x%) 減少しました。経常利益は、円高の影響を大きく受け、x x 億 x 千 x 百万円と前期に比べ x x 億 x 千 x 百万円 (xx. x%) 減少しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の減少に加え□□□□□□等により、x x 億 x 千 x 百万円と前期に比べ x x 億 x 千 x 百万円 (xx. x%) 減少しました。

【事業別の売上高および営業利益】※5

当社グループの事業別の概況は、以下のとおりであります。

事業	売上高	前期比	営業利益	前期比

※1連結計算書類を作成している場合は、企業集団について記載することができる。この場合、当該事項に相当する事項が連結計算書類の内容となっている場合は、事業報告の内容としないことができる(会規120②)

※2主な内容としては①経済環境、②業界の状況、③売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益等の業績数値をそれに至った経緯とともに説明

そのほか当事業年度中に起こった重要な契約の締結・解消、重要な研究開発活動、重要な固定資産等の取得・処分等もその重要性に応じた分量で記載

※3「会社の現況に関する事項」は、事業が2以上の部門に分かれている場合には、部門別に区分することが困難である場合を除き、部門別に記載(会規120①)

※4グラフや写真等を用いて説明している事例もあり

※5事業のセグメント別に記載

# 事業報告

## (2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額はxxx百万円であり、その主なものは、当社〇〇工場の…の増設、〇〇株式会社〇〇工場の……………

継続中の設備投資、経営上影響のある固定資産等の売却・撤去等も記載

## (3) 資金調達の状況

平成〇年〇月〇日に……………により、〇〇億円の資金調達を行いました。

子会社によるものを含めて増資・社債等非経常的な資金調達を記載するのが一般的  
運転資金等であっても相当な資金量を必要とする業種で借入金への依存割合が大きい場合、コミットメントライン契約を締結している場合に記載する事例もあり

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

平成〇年〇月に、〇〇事業を〇〇株式会社へ事業譲渡いたしました。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成〇年〇月〇日付で、……………株式会社〇〇の全事業を譲り受けました。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成〇年〇月〇日付で株式会社〇〇を吸収合併し、すべての権利義務を承継しております。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、……………株式会社〇〇の株式X, XXX千株を〇億〇百万円で取得しております。

株式、持分または新株予約権の取得または処分のうち、事業そのものを移転させる目的のものに限る

(4)～(7)については、項目を設けず、「事業の経過および成果」または「重要な親会社および子会社の状況」等の事業報告の他の項目に記載してもよい。また、他の項目で説明する場合、該当がない場合は項目を設ける必要なし

## (8) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては……………  
(中略)

当社グループといたしましては、……………努めてまいります。  
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

CGコード原則1-3  
(資本政策の基本的な方針)を含めて説明する会社がある  
CGコード原則3-1  
(i)(経営理念・戦略・計画等の開示)に関して説明する会社がある

「事業の経過およびその成果」の記載内容との関連、会社が策定した経営計画などとの整合性に注意しながら、事業の推進のために克服すべき当面の主要課題を記載

# 事業報告

## (9) 財産及び損益の状況※1、2、3

区 分	平成25年度 (第○期)	平成26年度 (第○期)	平成27年度 (第○期)	平成28年度 (第○期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)				
経常利益 (百万円)				
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)				
1株当たり当期純利益(円)				
総資産 (百万円)				
純資産 (百万円)				
1株当たり純資産額(円)				

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。……………※4  
2. ……………※5

- ※1 会社法施行規則では「直前三事業年度の財産及び損益の状況」だが、当該事業年度を含む4事業年度分を記載するのが一般的であるため、表題も当年度を含めた表記とする
- ※2 事業年度の末日において直前三事業年度が終了していない場合は、会社成立後の各事業年度につき記載
- ※3 グラフを併用している事例もあり
- ※4 「1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」と表示することも考えられるが、事例では「1株当たり当期純利益」の表示が大多数
- ※5 会社法施行規則では説明の記載は求められていないが、著しい変動があり、要因が明らかであるときは注記として記載してもよい

「会社の現況に関する事項」を企業集団について記載するときは、「財産および損益の状況」も企業集団について記載すれば足りるが、会社単体も記載する事例も多い(平成28年6月総会では企業集団が412社(98.8%)、単体も記載が165社(40%) (調査対象417社(日経500対象会社中平成28年6月総会会社))。資料版商事法務No. 392 282頁))

# 事業報告

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況※1

### ① 親会社との関係

当社の親会社は〇〇〇〇株式会社で、同社は当社の株式を〇〇千株（出資比率xx. x%）保有しております。

なお、当社は親会社との間で……………の取引を行っております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。※2、3

#### イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に当たっては、……………する等、当該取引が第三者との通常の見取と比べて著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、当該取引の内容が……………であるため、当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

※1親会社の状況では、会社名、持株数、出資比率、親会社との取引等の関係があればその関係を記載

※2親会社等との間の取引が関連当事者との取引に関する注記(個別注記表)に記載されるときは「親会社等との間の取引に関する事項」(以下参照)が必要。左記の他、注記や後記「6. 会社の体制及び方針」の独立項目とする事例もあり

### 【親会社等との取引に関する事項】

①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にはその旨)

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役(取締役会)の判断およびその理由

③社外取締役を置く株式会社において、②の取締役(取締役会)の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

※3事業報告や附属明細書に親会社等との関連当事者間取引に係る記載があった場合、監査報告書に「監査の方法」「監査の結果」に親会社等との取引に関する事項を記載

### 「親会社等」とは

①親会社、②株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの(会2四の二)  
「株式会社の経営を支配している者」とは、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社等でない者(会規3の2②③)⇒いわゆる個人オーナーのこと

# 事業報告

## ② 重要な子会社の状況※1

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況※2、3

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
〇〇〇株式会社	東京都渋谷区〇〇町 XX番X号	XXXX百万円	XXXX百万円

※1「重要な」の判断は、連結対象かどうか、持分法適用会社かどうか等の一定の基準を設けて行う

※2事業年度末日に特定完全子会社がある場合は下記の事項が必要

- ① 特定完全子会社の名称・住所
- ② 当社およびその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額
- ③ 当社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

「特定完全子会社」とは、以下の要件をいずれも満たすもの

- ① 事業報告作成会社が直接又は間接にすべての株式を有する株式会社(すなわち事業報告作成会社の完全子会社等である株式会社)であること
- ② 事業報告作成会社の当該事業報告の作成対象となる事業年度の末日時点において、事業報告作成会社及びその完全子会社等における、その会社(特定完全子会社となる会社)の株式の帳簿価額を合計した額が、事業報告作成会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1を超えること

# 事業報告

## (11) 主要な事業内容※

事業部門	事業内容
〇〇事業	
〇〇事業	
〇〇事業	
その他の事業	

※定款上の事業目的ではなく、事業年度の末日において現に行っている事業の内容を記載  
事業部門名、セグメント名から当該事業の内容が推認できる場合は、それらの記載のみで足りる

## (12) 主要な営業所及び工場※

名称	所在地
本社	
〇〇支店	
〇〇営業所	
〇〇工場	
〇〇株式会社	

※事業年度の末日における主要な営業所および工場とその名称・所在地を記載  
所在地は国内は都道府県名と市町村名、海外は国名と市町村名を記載  
営業所等の数が多い場合は、都道府県別あるいは国別の数を記載  
未稼働のものは記載不要

# 事業報告

## (13) 従業員の状況※

従業員数	前期末比増減
x, xxx名	

※事業年度の末日における「使用人」の状況を記載

性別、職種別、臨時雇用・出向者・パートを含めて記載あるいは平均年齢、増減事由を記載する等、内容は任意(従業員数および前期末増減数が多数派)

臨時雇用等については欄外注記が一般的

## (14) 主要な借入先※

借入先	借入額
	億円

※事業年度の末日において「主要な借入先」があるときは、その借入先及び借入額を記載

「会社の現況に関する事項」を企業集団について記載するときは、企業集団についての記載が必要

実質的に無借金、あるいは会社の事業規模に対して少額で事業への影響が小さい場合は記載不要(石井裕介他「新しい事業報告・計算書類—日本経団連ひな型を参考に—(全訂版)」65頁)

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項※

当社は、.....  
 .....  
 .....

※重要な訴訟の提起、判決、和解、事故、不祥事等がある場合に記載するのが一般的だが、「事業の経過及び成果」や「対処すべき課題」に記載する事例もあり

後発事象のうち翌事業年度以降の財産及び損益に影響を及ぼす事象は、注記表に記載要(計規114)



# 事業報告

## (4)新株予約権に関する事項

### 3. 会社の新株予約権に関する事項※1

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成〇年〇月〇日開催の取締役会決議による新株予約権※2

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき〇〇,〇〇〇円
- ③ 新株予約権の行使条件
- ④ 新株予約権の行使期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況※3

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人
社外取締役	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人
監査役	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況※4

平成〇年〇月〇日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき〇〇,〇〇〇円
- ③ 新株予約権の行使条件
- ④ 新株予約権の行使期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
- ⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人
子会社の役員及び使用人	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項※5

.....

- ※1(1)当該事業年度末日において会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等
- (2)当該事業年度中に使用人及び子会社の会社役員及び使用人に交付した新株予約権等
- (3)その他新株予約権等に関する重要な事項を記載

※2新株予約権の割当決議ごとに記載するのが一般的  
「新株予約権等の内容の概要」についての規定はなく、会236にある「新株予約権の内容」を勘案して記載

※3①取締役、②社外取締役(社外役員に限る)、③取締役(執行役を含む)以外の会社役員に区分して、当該事業年度末日において保有する新株予約権の数、目的となる株式の種類及び数、保有者数を記載

※4当該事業年度中に交付したものを記載

※5職務執行の対価ではない会社役員、使用人に対する新株予約権や資金調達目的の新株予約権、有償のストックオプションについて記載することが考えられる

# 事業報告

## (5) 会社役員に関する事項

CGコード原則3-1(ii)

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針)を含めて説明する会社がある(業務の適正を確保するための体制や対処すべき課題にて説明する会社もある)

### 4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等

	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	.....	株主総会参考書類における「重要な兼職」と平仄を合わせる
専務取締役	.....	
常務取締役	.....	
取締役	.....	「重要な兼職」の判断は、兼職先が取引上重要な会社か兼職先で重要な職務を担当しているか当社取締役の職務に専念できるか利益相反を生ずる可能性があるか・・・等を勘案
取締役	○ ○ ○ ○	
常勤監査役	.....	
監査役	.....	
監査役	○ ○ ○ ○	
監査役	○ ○ ○ ○	

### 【記載事項】

1. 会社役員の氏名
2. 会社役員の地位及び担当
3. 会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要
4. 当該事業年度に係る会社役員の報酬等
5. 当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等
6. 報酬等の額またはその算定方法の決定の方針を定めているときは当該方針の決定方法及び内容の概要
7. 辞任又は解任された会社役員に関する事項(株主総会決議による解任を除く)
8. 重要な兼職の状況
9. 監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときはその事実
10. 常勤の監査等委員又は監査委員選定の有無及びその理由
11. その他会社役員に関する重要な事項

3. 4. 及び5. については次頁以降参照

- (注) 1. ○○○○氏は、社外取締役であります。  
 2. ○○○○及び○○○○の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役○○○○、監査役○○○○および監査役○○○○の各氏につきましては東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役○○○○氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。  
 .....

辞任監査役の辞任理由もここに

### ○在任期間が限定されない記載事項 (当該事業年度中)

- ・当該事業年度に係る会社役員の報酬等
- ・当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等
- ・報酬等の額またはその算定方法の決定の方針
- ・辞任または解任された会社役員に関する事項
- ・常勤の監査等委員(監査委員)の選定の有無及びその理由
- ・その他会社役員に関する重要な事項

### ○在任期間が限定される記載事項 (直前定時株主総会の翌日から事業年度末日まで)

- ・会社役員の氏名
- ・地位及び担当
- ・責任限定契約の内容の概要
- ・重要な兼職の状況
- ・監査役(監査等委員・監査委員)の財務・会計に関する知見

前年の株主総会の翌日以降に辞任した役員も記載対象

# 事業報告

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役〇〇〇〇、監査役・・・・・、〇〇〇〇および〇〇〇〇は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

### 【記載方法】

- ①項目を立てて記載
- ②会社役員に関する事項に注記

定款規定を引用(「あらかじめ定めた額」がある場合はその記載も必要)

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	〇名 (〇名)	〇〇〇百万円 (〇〇百万円)
監査役 (うち社外監査役)	〇名 (〇名)	〇〇〇百万円 (〇〇百万円)
合計	〇名 (うち社外〇名)	〇〇〇百万円 (うち社外〇〇百万円)

### CGコード原則3-1(iii)

(経営幹部・取締役への報酬決定方針と手続きの開示)を含めて説明する会社がある

### 【記載方法】

事業報告への会社役員の報酬等の記載は

- ①全員について個別に記載
- ②一部について個別に記載
- ③全部について会社役員の区分ごとの総額を記載

上記3つの方法から選択 ③が一般的

(注) 1. 上記報酬等の額には、平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会において決議予定の役員賞与〇百万円(取締役〇百万円、監査役〇百万円)を含んでおります。

2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額(取締役〇百万円、監査役〇百万円)を含んでおります。

3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額〇百万円(取締役〇百万円、監査役〇百万円)を含んでおります。

4. 上記報酬等の額のほか、平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役〇名に対して〇〇〇百万円(うち社外取締役〇名〇〇百万円)、退任監査役に対して〇〇百万円(うち社外監査役〇名〇〇百万円)支給しております。

5. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は〇百万円です。

(注)1~3は任意記載

「当該事業年度に係る報酬等」の合計額

当該事業年度に在任して報酬を支給した全ての取締役および監査役

社外役員の報酬は一括して記載してよいが、区分して記載する例が多い

社外役員が当該株式会社の親会社等または当該親会社等(当該株式会社に親会社等がない場合にあっては、当該株式会社)の子会社から、当該事業年度において役員としての報酬等を受けている場合に記載

### ○当該事業年度に係る報酬等

- ・当該事業年度の定額報酬(月次報酬)
- ・役員賞与(当該事業年度に引当金を計上し、当該事業年度に係る定時株主総会の承認を経て支給するものを含む。)
- ・ストック・オプションとしての新株予約権を割当てた場合の当該事業年度の費用への計上額
- ・当該事業年度における役員退職慰労引当金繰入額  
＜上記記載例の表形式の記載部分＞

### ○当該事業年度において受けまたは受ける見込み

- の額が明らかになった報酬等
- 上記以外の報酬等で当該事業年度において支給したもの、あるいは当該事業年度に係る定時株主総会決議を経て支給する予定のもの
- ex. 役員退職慰労金  
＜上記記載例の(注)4.＞

# 事業報告

## (6) 社外役員に関する事項

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
社外取締役××××の兼職先である株式会社◇◇◇◇は、当社と……の関係があります。  
社外監査役〇〇〇〇の兼職先である株式会社△△は、当社と……の関係があります。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
社外監査役〇〇〇〇の三親等以内の親族は、当社に従業員として勤務しております。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

特定関係事業者の範囲は次頁参照

### (7) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	×× ××	当事業年度開催の取締役会には、○回中○回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	〇〇 〇〇	当事業年度開催の取締役会には、○回中○回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、○回中○回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	☆☆ ☆	就任後開催の取締役会○回中○回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、就任後開催の監査役会○回中○回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

### (4) 当社の不祥事等に関する対応の概要

.....  
.....

直前の事業年度中に開催された株主総会において選任された社外役員  
の取締役会または監査役会への出席状況は、選任後に開催された  
ものについて記載

(続く)

### 【記載事項】

- 当社の社外役員が①他の法人等の業務執行者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合及び②他の法人等の社外役員を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は当該他の法人等と当社との関係を記載
- 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く)
  - ①当該株式会社の親会社等(自然人)
  - ②当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く)
- 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況(次に掲げる事項を含む)
  - ①取締役会等への出席状況
  - ②取締役会等における発言の状況
  - ③社外役員の意見により事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときはその内容(重要でないものを除く)
  - ④事業年度中に法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行(社外監査役の場合は、不正な業務の執行)が行われた場合(重要でないものを除く)は、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

1. ~3. は、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者は必須

# 事業報告

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人 数	報酬等の額	親会社等又は当該親会社等の 子会社等からの役員報酬等の額
社外役員報酬等の総額等	○名	千円 ○○,○○○	千円 ○○,○○○

⑤ 事業報告記載事項に関する意見  
.....

## 【記載事項】

4. 社外役員報酬等
5. 社外役員が次のイ又はロに定めるものから当該事業年度において受けた役員としての報酬等の総額
  - イ. 親会社等がある場合：親会社等又は親会社等の子会社等(当社を除く)
  - ロ. 親会社等がない場合：当社の子会社
6. 社外役員に関する事項の記載内容についての社外役員の見解

④の内容を「取締役及び監査役報酬等の額」で開示しているときは記載不要

## ※「特定関係事業者」の範囲

- ・ 親会社等あり…親会社等、親会社等の子会社等（当該株式会社を除く）、親会社等の関連会社
- ・ 親会社等なし…子会社及び関連会社
- ・ 主要な取引先

自然人である親会社等がある場合（＝個人オーナーがいる会社）は、個人オーナー、個人オーナーが支配している兄弟会社と関連会社も対象

# 事業報告

## (7) 会計監査人に関する事項

### 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

〇〇〇監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

〇〇〇百万円

当社監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

〇〇〇百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である・・・についての対価を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である〇〇株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人〇〇〇監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。……………

個人の場合は「氏名」

一時会計監査人についても同様

当該事業年度に係る会計監査人としての職務執行の対価

金商法監査と区分できない場合は一括して記載し注記

会計監査人が複数の場合は、それぞれについて記載

監査計画の内容、従前の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠の検証等により適切であるかどうかを判断

「会計監査人の評価及び選定基準策定実務指針」第1部第3 監査報酬等の評価項目を参考にすることも考えられる

有報提出大会社の記載事項(監査業務、非監査業務にかかわらず当社及び連結子会社の支払額)

有報提出大会社の記載事項  
子会社名、子会社の監査を行っている監査法人の名称の記載は任意

(続く)

# 事業報告

## (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

監査役会が会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会が株主総会に議案を提出

## (7) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

.....

## (8) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

.....

会340①に該当するときは、監査役全員の同意に基づき解任を決定

## (9) 辞任した会計監査人に関する事項

当社の会計監査人であった〇〇監査法人は、平成〇年〇月〇日付をもって会計監査人を辞任いたしました。

< 会計監査人の意見、辞任会計監査人の辞任理由等があれば記載 >

会計監査人が新日本有限責任監査法人である場合、平成28年1月1日から同年3月31日までの契約の新規の締結に関する業務停止処分について開示するか検討

辞任又は解任された会計監査人に係る記載事項は以下を記載

- ① 辞任又は解任された会計監査人の氏名又は名称
- ② 監査役(監査役会)が解任した場合は解任理由
- ③ 辞任又は解任についての会計監査人の意見
- ④ 辞任した会計監査人の意見・理由

会計監査人が過去2年間に業務停止処分を受けたことに関する「事業報告に記載することが適切である」か否かの判断

- ・業務停止処分の根拠となった事実の重大性
- ・業務停止期間終了後の期間の長短
- ・その株式会社の会計監査人としての適正性にその業務停止処分があったことが影響をどの程度与えるか
- ・その業務停止処分の後の会計監査人における体制の整備・改善の状況はどのようなものか

などを考慮に入れることになろう

(弥永真生「コンメンタール 会社法施行規則・電子公告規則[第2版]」640頁 商事法務)

# 事業報告

## (8) 会社の体制及び方針

### 6. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、……………、
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、……………、
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、…、
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、……………、
- ⑤使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、……………、
- ⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループの業務の適正につきましては、……………、
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、…、

(続く)

### 【記載事項】

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況
2. 株式会社の支配に関する基本方針
3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

大会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は本体制の決定及び運用状況の概況が必須であり、事業報告には、その決定の内容の概要を記載

事業年度中に複数回改定を行っても各項目の最終的な決定内容を記載

事業年度の末日後、事業報告作成までに改定を行った場合、改定後の方針を掲載してもよい



「その場合には、施行規則129条1項の監査報告の内容は、当該事業年度の事業報告の内容とされた最新の決定または決議ではなく、当該事業年度中に存在していた以前の決定または決議について、その内容・運営の相当性を述べるものとする。」(小松岳志・澁谷亮「事業報告の内容に関する規律の全体像」旬刊商事法務1863号24頁)

# 事業報告

- ⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役を補助すべき従業員の任命・異動については、……、
- ⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役および従業員は、監査役の前記に定めるところに従い、……、
- ⑩監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について……
- ⑪その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、法令に基づく事項のほか、……、

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

運用状況の概要は「内部統制システムの基本方針」ではないため、⑫として記載することは好ましくない

各社の状況に応じた合理的な記載をすることで足りる。  
例えば、①内部統制システムに関する委員会等の会議体の開催状況、②社内研修の実施状況、③内部統制・内部監査部門の活動状況、④社内規程の制定・改定 が考えられる

単に「業務の適正を確保するための体制に則った運用を実施している」だけでは運用状況の概要とは言い難い(法務省見解)

# 事業報告

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として……………

### ② 基本方針実現のための取組みの概要

ア. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして……………

イ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成〇年〇月〇日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決議いたしました。

本対応方針は、……………

### ③ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

②ア. に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、②イ. に記載した本対応方針も、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができることとされていること、本対応方針の有効期間は〇年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

「概要」とされているが、決定した方針のまま記載する例が多い

②について、ア.又はイ.のいずれか一方のみ、または何も定めない事例もあり

# 事業報告

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことが最も重要であると考えており、

- ① 配当につきましては、  
.....  
.....
- ② 内部留保につきましては、  
.....  
.....
- ③ 自己株式の取得につきましては、  
.....  
.....

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき〇円〇銭とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき〇円〇銭を実施しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき〇円となります。

また、当期においては、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の期間中に、自己株式〇〇千株を〇〇千円にて取得いたしました。

剰余金の処分権限を取締役に委譲する定款規定がある場合は必須。  
定款規定がなくても任意に記載可

【上記の定款規定を設ける要件】

- ・会計監査人設置会社であること
- ・監査役会設置会社の場合、取締役の任期が1年を超えないこと
- ・監査役会又は監査等委員会、指名委員会等設置会社であること

(会459①)

# 株主総会参考書類

## <株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案及び当該説明すべき内容>

議案	説明すべき内容
取締役の報酬額改定議案 (不確定額報酬・非金銭報酬を支給する場合)	不確定額報酬又は非金銭報酬とすることを相当とする理由 (会361④)
定款変更議案 (単元株式数を定める場合)	単元株式数を定めることを必要とする理由 (会190)
吸収合併契約承認議案 (債務超過会社を吸収合併消滅会社とする場合)	債務超過会社を吸収合併する旨 (会795②)
吸収合併契約承認議案 (消滅会社から承継する資産に自己株式が含まれる場合)	承継する資産に自己株式が含まれるときの自己株式に関する事項 (会795③)
株式交換契約承認議案 (債務超過会社を株式交換完全子会社とする場合)	債務超過会社を株式交換完全子会社とする旨 (会795②)
吸収分割契約承認議案 (債務超過の事業部門を吸収分割により承継する場合)	吸収分割により債務超過の事業部門を承継する旨 (会795②)
吸収分割契約承認議案 (分割会社から承継する資産に自己株式が含まれる場合)	承継する資産に自己株式が含まれるときの自己株式に関する事項 (会795③)
株式併合議案	株式の併合をすることを必要とする理由 (会180④)
新株の発行議案 (有利発行の場合)	募集株式の払込金額が特に有利な金額である場合における当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由 (会199③ 200②)
募集新株予約権の発行議案 (有利発行の場合)	募集新株予約権の払込金額が特に有利な金額である場合における当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由 (会238③ 239②)
事業の全部の譲受議案 (譲り受ける資産に自己株式が含まれる場合)	事業の全部を譲り受ける場合において、譲り受ける資産に自己株式が含まれるときの、当該自己株式に関する事項 (会467② ①三)
全部取得条項付種類株式の取得議案	全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由 (会171③)

# 株主総会参考書類

## 取締役選任議案(会329 会規74)

第〇号議案 取締役〇名選任の件

取締役全員（〇名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役〇名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	よみがな △ △ △ △ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） 平成〇年〇月 □□株式会社代表取締役（現任） 平成〇年〇月 △△株式会社代表取締役 現在に至る	XXX,XXX株
2	よみがな ○ ○ ○ ○ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 △△株式会社入社 平成〇年〇月 同社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役〇〇部長 現在に至る	X,XXX株
3	よみがな □ □ □ □ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 当社入社 平成〇年〇月 当社〇〇部長 平成〇年〇月 当社取締役〇〇部長 現在に至る	X,XXX株
4	よみがな ☆☆☆☆ (昭和〇年〇月〇日生)	昭和〇年〇月 弁護士登録 平成〇年〇月 △△△弁護士事務所 開設 現在に至る	—

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は☆☆☆☆氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。

CGコード原則3-1(v)

(役員個々の選任理由)を含めて説明する会社がある

CGコード原則3-1(iv)

(役員選任方針と手続きの開示)を含めて説明する会社がある

CGコード原則4-9

(社外役員の独立性基準の開示)を含めて説明する会社がある

株主総会参考書類作成時点における地位、担当を記載

事業年度末時点の株主名簿によるのが一般的だが、役員持株会の持分を加えてもよい。株主総会参考書類作成時点の株式数としてもよいが、情報提供請求等によって株式数の確認が必要

「重要な兼職」の判断については26頁参照。就任したと仮定した場合に「重要な兼職」となるのであれば記載要。就任後間もなく退任することが内定している場合は記載不要

重要な兼職の記載にあたり、枠内に「重要な兼職の状況」と見出しを設け、「〇〇〇〇株式会社代表取締役」等と別記してもよい

(続く)

# 株主総会参考書類

3. △△△△氏は当社の親会社等であります。
4. ☆☆☆☆氏は社外取締役候補者であります。  
なお、当社は、同氏を〇〇証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. ☆☆☆☆氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、☆☆☆☆氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、・・・・・・ということから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (6. ☆☆☆☆氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって〇年となります。)
7. ☆☆☆☆氏は当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. ☆☆☆☆氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
9. ☆☆☆☆氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
10. ☆☆☆☆氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
11. ☆☆☆☆氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
12. ☆☆☆☆氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

39頁の【公開会社で親会社等がある場合】のうち①について記載

法定記載事項ではないが、独立役員について記載するのが一般的

39頁【社外取締役候補者がいる場合】のうち⑤について併せて記載

39頁【社外取締役候補者がいる場合】のうち⑦について記載

本イメージでの社外取締役候補者は新任であり、記載不要。重任の際は必須であり社外取締役の在任期間を記載。社外監査役が新任社外取締役候補者となった場合は、社外監査役の在任期間を記載。

7～12は39頁【社外取締役候補者がいる場合】のうち⑥を記載。  
該当がなければ「ない」旨は記載しない事例もあり

# 取締役選任議案の記載事項

記載事項①
<p><b>【共通】</b></p> <p>①提案の理由（73①二）</p> <p>②候補者番号（候補者が2名以上の場合）（66①一イ）</p> <p>③候補者の氏名、生年月日、略歴（74①一）</p> <p>④就任承諾を得ていないときはその旨（74①二）</p> <p>⑤候補者との間に責任限定契約を締結または締結予定であるときは、その契約の内容の概要（74①四）</p>
<p><b>【公開会社である場合】</b></p> <p>①候補者が有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社の場合、種類ごと）（74②一）</p> <p>②取締役就任時に重要な兼職に該当する場合はその事実（74②二）</p> <p>③特別の利害関係があるときは、その事実の概要（74②三）</p> <p>④当該株式会社における地位及び担当（74②四）</p>
<p><b>【公開会社で親会社等がある場合】</b></p> <p>①候補者が現に当該他の者（自然人である者に限る。）であるときは、その旨（74③一）</p> <p>②候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当（74③二）</p> <p>③候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当（74③三）</p>
<p><b>【社外取締役候補者がいる場合】</b></p> <p>①社外取締役候補者である旨（74④一）</p> <p>②社外取締役候補者とした理由（74④二）</p> <p>③候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において不当な業務執行が行われた事実（重要でないものを除く）があるときは、その事実ならびに当該事実の発生の予防のために候補者が行った行為および発生後の対応として行った行為の概要（74④三）</p> <p>④候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役であった場合において、その在任中に法令定款違反等不当な業務執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときはその事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は社外監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）（74④四）</p>

記載事項②
<p><b>【社外取締役候補者がいる場合（続き）】</b></p> <p>⑤候補者が過去に社外取締役・社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に参与したことがなくても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当該株式会社が判断した理由（74④五）</p> <p>⑥候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨（74④六）</p> <p>イ過去に当該株式会社またはその子会社の業務執行者または役員（業務執行者である者を除く。）であったことがあること。</p> <p>ロ当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であり、または過去5年間に当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であったことがあること。</p> <p>ハ当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員（業務執行者である者を除く。）であり、または過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員（業務執行者である者を除く。）であったことがあること。</p> <p>二当該株式会社またはその特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があるか過去2年間に受けていたこと（取締役等としての報酬等を除く）</p> <p>ホ次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）</li> <li>・当該株式会社またはその特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者である者を除く。）</li> </ul> <p>へ過去2年間に合併等により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継または譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役または監査役でなく、当該他の会社の業務執行者であったこと</p> <p>⑦候補者が現に当該株式会社の社外取締役または監査役であるときは就任してからの年数（74④七）</p> <p>⑧以上の記載についての候補者の意見があるときは、その意見の内容（74④八）</p>

# 株主総会参考書類

## 役員報酬額改定議案(会361 会規82.84)

### 第○号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会において取締役の報酬額を年額○○○百万円以内（うち社外取締役分は年額○○百万円以内）、監査役の報酬額を年額○○百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額○○○百万円以内（うち社外取締役分は年額○○百万円以内）、監査役の報酬額を年額○○百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は○名（うち社外取締役○名）、監査役は○名ですが、第●号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は○名（うち社外取締役○名）、監査役は○名となります。

### 第○号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会において、賞与も含めて一本化して年額○億円以内とのご承認をいただいております。

今般、当社グループの高い成長性の実現による業務拡大およびこれに伴う取締役の責務の増大等、諸般の事情を勘案するとともに、取締役の業績向上に関するインセンティブを一層高めるため、取締役の報酬額を固定報酬枠と業績連動型の変動報酬枠に区分してご承認いただきたいと存じます。

具体的には、年額○億円以内の固定報酬枠と当該事業年度の連結営業利益の○%以内の業績連動型の変動報酬枠といたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたしたいと存じます。

対象となる取締役の員数は、第●号議案が原案通り承認可決されますと○名となります。

#### 【参考書類の記載事項】

- ①提案の理由(相当とする理由を含む)
- ②改定する報酬の金額・その算定の基準
- ③対象となる取締役・監査役の員数  
(公開会社である場合、社外取締役分は社外取締役以外と区分して記載)
- ④使用人兼務役員の使用人分給与の取扱い
- ⑤監査役が監査役の報酬等について株主総会で意見を述べる場合、その意見の内容の概要

役員賞与を含める場合は、その旨を記載するのが望ましい  
例:「取締役の賞与を含む報酬額」

「算定の基準」の一つ

法人税法上、使用人分給与が過大な役員給与として取り扱われないようにするため記載

監査役の報酬については社外監査役分の区分記載は不要

業績連動型報酬とする場合の例

「報酬等のうち額の確定していないもの」として、具体的な算定方法を記載

# 株主総会参考書類

## 新たな株式報酬制度(特定譲渡制限付株式の交付) ～リストラクテッド・ストック～

○特定譲渡制限付株式の要件(法人税法34条、54条、所得税法施行令84条等)

- ① 役務提供の対価として交付される株式であること
- ② 役務提供を受ける法人又はその法人の直接・完全親法人の株式であること
- ③ 一定期間の譲渡制限が設けられている株式であること
- ④ 法人により無償取得(没収)される事由(無償取得事由)が定められている株式であること
- ⑤ 役務提供の対価として役員に生ずる債権の給付と引換えに交付される株式等であること

法人税法上の「事前確定届出給与」として付与されることにより、損金算入および所得税の課税時期を譲渡制限の解除時とする措置の対象となる

○特定譲渡制限付株式の給与が事前確定届出給与に該当するための要件

法人が、その役員から職務執行開始当初に一括して確定額の報酬債権を現物出資され、その引換えに譲渡制限付株式を交付し、一定期間の勤務状況や業績状況に応じて譲渡制限を解除するもの

さらに、以下のスケジュールを満たせば、「届出が不要となる事前確定届出給付」となる。

- ① 職務の執行の開始の日(原則、株主総会の日)から1月を経過する日までに、株主総会等(株主総会の委任を受けた取締役会を含む)において、取締役個人別の確定額報酬(=将来の役務提供に係る金銭報酬債権の額)が確定していること
- ② ①の決議の日からさらに1月を経過する日までに、当該役員によるその金銭報酬債権の現物出資と引換えに、特定譲渡制限株式が交付されること

【平成29年法人税法改正案】  
平成29年2月3日(第193回国会提出)

特定譲渡制限付株式に係る  
主な改正内容

### 事前確定届出給与の見直し

○業績により譲渡制限が解除となる譲渡制限付株式については「事前確定届出給与」としては損金算入が認められなくなる(法人税法34条関係)  
(適用時期)  
平成29年10月1日以後に支給に係る決議(その決議が行われない場合には、その支給)をする給与について適用  
(附則14条関係)

### 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例

○役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するものも対象に加える  
○譲渡制限付株式を対価とする費用について「給与等課税事由が生じた日」から「給与等課税額が生ずることが確定した日」に改正され、当該日において役務の提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用する(法人税法54条関係)  
(適用時期)  
平成29年10月1日以後に交付に係る決議(その決議が行われない場合には、その交付)をする譲渡制限付株式について適用  
(附則15条関係)

# 株主総会参考書類

## 新たな株式報酬制度(特定譲渡制限付株式の交付)

リストラクテッド・ストック  
20社が導入を公表(平成29年2月1日現在)

### リストラクテッド・ストックのイメージ 【経済産業省「リストラクテッド・ストック導入等の手引き」より抜粋】

#### 第●号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成●年●月●日開催の第●回定時株主総会において、年額●万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額●万円以内(うち社外取締役●万円以内)<sup>2</sup>といたします。また、各取締役への具体的な配分については、[指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して]取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は●名(うち社外取締役●名)ですが、第●号議案<sup>3</sup>が原案どおり承認可決されますと、取締役は●名(うち社外取締役●名)となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年●株以内とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)<sup>4</sup>とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)

す。)を締結するものとします。

- (1) 当該取締役は、●年間から●年間までの間で当社の取締役会が定める期間<sup>6</sup>(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)[ただし、譲渡制限期間については、当社の取締役会が、指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して決定するものとする。]
- (2) 当該取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### ○取締役に対して交付する場合の基本的な流れ

- ① 株主総会において取締役会全体に対する報酬総額(=現物出資する金銭報酬債権の総額)を決議
- ② 取締役会において取締役個人に対する金銭報酬債権の付与を決議
- ③ 取締役会において株式の第三者割当て(新株の発行又は自己株式の処分)を決議
- ④ 会社と各取締役との間で特定譲渡制限付株式に関する契約(割当契約)を締結
- ⑤ 払込期日において、各取締役による上記②の金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各取締役に特定譲渡制限株式を交付

<sup>1</sup> 以下に示す報酬議案の記載例はあくまで一例にすぎず、役員報酬に関する株主への情報提供の重要性等も踏まえ、各社の状況に即した適切な記載内容が検討されるべきである。また、本議案の記載例は、個別の事案における適法性を保証するものではなく、本記載例を参照される場合であっても、最終的には各社が自らの責任で記載内容を(必要に応じて専門家等と相談の上で)検討する必要がある点に留意されたい。

<sup>2</sup> 金額の上限を確定額で画して確定額報酬(会社法第361条第1項第1号)として設計する例である。

<sup>3</sup> 取締役選任議案

<sup>4</sup> 本議案においては、引受人に特に有利な金額(会社法第199条第3項参照)とならない払込金額の一例として取締役会決議の前営業日の終値を基準とする規定を置いているが、この他にも引受人に特に有利な金額とならない払込金額の規定の方法はあるものと考えられる。

<sup>5</sup> 「III. 譲渡制限付株式割当契約書(例)」の規定を念頭に置いたものである。

<sup>6</sup> 譲渡制限期間を取締役に委任する記載例としているが、株主に対して譲渡制限期間の目安を示すことが望ましいと考えられるため、期間の上限・下限を設定する例としている。このほか、本議案において、例えば3年間など譲渡制限期間を具体的に決定することも考えられる。

## コーポレートガバナンス・コードを踏まえた招集通知

### 招集通知に含めることが多いコード ベスト3

調査社数2,429社(3月決算全上場会社 弊社調べ)

項目	採用率	CGコード
役員個々の選任理由	1,143社※ <sub>1</sub> (48.3%)	原則3-1(v)
社外役員の独立性基準の開示	341社(14.0%)	原則4-9
役員報酬決定方針の開示	285社※ <sub>2</sub> (11.7%)	原則3-1(iii)

※<sub>1</sub> 役員選任議案を上程している2,365社が対象

※<sub>2</sub> 指名委員会等設置会社54社を除く

以上

ご清聴ありがとうございました